⑼　申請書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
⑽　提出された競争参加資格確認資料は、原則として返却しない。
⑾　手続における交渉の有無　無
⑿　契約書作成の要否　要
⒀　不落後の特命契約の有無　無
⒁　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⒂　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⒄　「調査基準価格」を下回る入札を行った者　「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⒅　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)
⒆　本件は、電子契約によることができる。(詳細は入札説明書を参照。)
⒇　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hisashi Iwata, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the New Tomei Expressway Nakouda Bridge and Kawakami Bridge
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 15 November 2010
⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 January 2011 (If brought with you, 4 : 00 P.M.on 21 January 2011)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年 10 月 15 日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　岩田　久志
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

○中日本高速道路株式会社公告第 19 号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新名神高速道路　四日市ジャンクション第一橋他４橋（鋼上部工）工事
⑶　工事場所　自）三重県四日市市伊坂町
至）三重県四日市市伊坂町
⑷　工事内容　本工事は、四日市ジャンクション内に位置する四日市ジャンクション第一橋、第二橋、伊坂高架橋、Ｂランプ橋及びＥランプ橋の鋼重約6,300ｔの鋼橋上部工工事である。
⑸　工事概算数量
延　長　1,386m
幅　員
［本線橋］　14.5m
［ランプ橋］　6.76～8.86m
橋梁等
［四日市ジャンクション第一橋］　鋼３径間連続箱桁
［四日市ジャンクション第二橋］　鋼単純鈑桁
［伊坂高架橋］　鋼４径間連続箱桁
［Ｂランプ橋］　鋼６径間連続箱桁
［Ｅランプ橋］　鋼７径間連続箱桁
⑹　工期　契約締結の翌日から1,410日間
⑺　使用する資機材
鋼重　約6,300ｔ
⑻　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、工程計画に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。技術提案とは、管理手法・体制、品質管理、安全管理、工程計画を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
施工計画の提案にあたっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　【単体の場合】
鋼橋上部工工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の鋼橋上部工工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（鋼橋上部工工事）であること。）。
②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】
鋼橋上部工工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
・鋼連続箱桁の工場製作
・送出し架設工法により架設した最大支間長70m以上ある鋼連続箱桁橋の工事
・トラベラークレーン工法により架設した最大支間長40m以上ある鋼橋の工事